

詐欺的投資勧誘に係る実態調査

【質問事項】

(詐欺的投資勧誘に関する被害の実態)

1. 詐欺的投資勧誘(注)に関して、貴自治体に寄せられた消費者相談のうち、最近目立つ手口があれば、「○」を付してください。また、①～⑤以外にも被害が目立つ手口があれば、ご記入ください。[複数選択可]

- ① 劇場型勧誘
- ② 二次被害(一度被害にあった人を、被害の救済などの様々なセールストークで再び勧誘して二次的な被害を与えるもの)
- ③ 名義貸し(名前を貸してほしい、立て替えて欲しい等、消費者に自らが実質として、取引主体にならないかのような誤認をさせる勧誘)
- ④ 金融庁や財務局などの公的機関を装って、又は公的機関からの「お墨付き」を得ているとして消費者を信用させて勧誘するもの
- ⑤ 高齢者の孤独な心理につけ込み、話し相手になるなど近づき相手を信用させたうえで勧誘するもの
- ⑥ その他(①～⑤以外の手口)

(注) 本アンケート調査において、詐欺的投資勧誘とは、「投資商品(ある程度のリスクをとって、お金を積極的に殖やす金融商品等)を詐欺的な手口で勧誘すること」を指します。

(詐欺的投資勧誘に対する法施行の実績)

2-1. 詐欺的投資勧誘に関しては、その特性から、取締の困難性の指摘もあるところですが、一方で、既存の法令を適切に執行することは重要であると考えられます。

そこで、貴自治体を実施した詐欺的投資勧誘に対する取締の実績についてご回答ください。実績がない場合は0件とご記入ください。「その他の法令」(景表法、消費生活条例等)の場合、根拠法令もご記入ください。(平成21年度・22年度・23年度)

(注) 法令解釈等に関する助言や各種情報提供を除く。

2-2.

- (1) 2-1で平成21年度から平成23年度の間、取締の実績がない年度があると回答した場合、その理由として当てはまるもの（A～F、Bの場合は、枝番ごとにご回答ください）に「○」を付してください。「その他」の場合、具体的な理由をご記入ください。[複数選択可]
- (2) 2-1で取締の実績があると回答した場合、それを困難なものとしている事項があれば、その理由として当てはまるもの（A～F、Bの場合は、枝番ごとにご回答ください）に「○」を付してください。「その他」の場合、具体的な理由をご記入ください。[複数選択可]

なお、上記(1)(2)の理由の根拠と言える、具体的な事例について、その概要が分かる資料（PIO-NETの事例出力等）がございましたら、併せて添付してください。

A 処分・指導が必要と思われる事例がない

B 事案の性質上、処分・指導が困難

B-1 被害が広域化・全国レベルで発生しており、単一県での指導・取締が困難

B-2 処分・指導を行う時点では当該事業者が解散しているなど、処分等の相手方の捕捉が困難

B-3 行政調査の範囲では、違法性の立証が難しい

B-4 当該事案が特商法の適用対象となるかについての判断が困難

B-5 取締の実効性が必ずしも十分に確保できない（例：行政処分をおこなっても、別会社を設立する、県外に移動する等により、引き続き詐欺的投資勧誘が行われている等）

C 処分・指導のノウハウが不足している

D 処分・指導に必要な人数が足りない

E その他（具体的な理由をご記入ください）

F 困難なものとしている事項は特段ない

（警察との連携の実態）

- 3-1. 詐欺的投資勧誘のみならず、悪質な業者への対応については、警察との連携の有用性が指摘されています。

そこで、貴自治体の消費者行政ご担当部局（消費生活相談センター

を含む)における、警察との連携について、当てはまるもの(A~C)のいずれかをご記入ください。「その他」の場合は、具体的な取組についてもご記入ください。

また、施策の概要がわかる資料等ございましたら、当該資料を添付してください。

- ① 人事交流(出向・派遣)
- ② 警察OBの配置
- ③ 消費者相談に対する関係機関(警察、ケアマネージャー等)の連携
- ④ 被害情報を迅速・円滑に共有できる関係や仕組みの構築・運用(例:警察側・行政機関側双方の連絡窓口の指定等)
- ⑤ 被害情報の分析結果の共有や今後の対応策の検討ができる仕組みの構築・運用(例:警察と消費者行政部局等による定期的な連絡会議の開催等)
- ⑥ 警察機関と連携した研修の実施
- ⑦ その他

A 実施しており、具体的な成果があった

B 実施しているが、現段階では、具体的な成果までは見られていない

C 実施していない

- 3-2. 3-1で「A:実施しており、具体的な成果があった」と回答された場合、警察との連携による具体的な成果のうち、主なものをご記入ください。(例:人事交流により法執行のノウハウが蓄積され、年間処分件数が●件から●件に増加した、消費者相談を受けて、警察に相談者宅近辺のパトロールを依頼したところ、警察が相談者宅を訪問、現金の受け渡しを阻止することができた、等)

(高齢者の被害防止の取組)

- 4-1. 投資商品に関する消費者トラブルに関しては、特に高齢者において、一度被害を受けると、被害金額が高額であり、直ちにその生活基盤を脅かす事例さえ認められるとして、被害の「予防」の必要性も指摘されています。また、投資商品については、新たな手口や商材を使った

悪質な勧誘が次々と現れているとも言われています。

そこで、特に高齢者が詐欺的投資勧誘による被害に陥らないための対策として、貴自治体の取組をお尋ねします。以下の施策について、当てはまるもの（A～D）のいずれかをご記入ください。「その他」の場合は、具体的な取組についてもご記入ください。

また、施策の概要がわかる資料等ございましたら、当該資料を添付してください。

- ① 民生委員・地域のボランティアによる高齢者への声掛け・見守り
- ② 福祉関係団体や警察、行政各課等の関係団体と連携した高齢者の見守りネットワークシステムの構築
- ③ 地域包括支援センターとの連携
- ④ 手口情報の広報誌・自治体のホームページ等への掲載
- ⑤ 普及啓発のための高齢者向けのチラシ・パンフレット等の配布
- ⑥ 病院等、高齢者の利用が見込まれる施設への普及啓発ポスターの掲載依頼
- ⑦ 携帯電話メール、インターネットメールを活用した手口情報の配信
- ⑧ 高齢者に接する機会が多い者（民生委員、ケアマネージャー等）に対する研修
- ⑨ 銀行等金融機関に対する高齢者への声掛けなどの協力要請
- ⑩ 高齢者のサロンや立ち寄り所の設置又はこれに対する支援
- ⑪ その他

A 実施している

B 過去実施していたが今は実施していない

C 実施したことがないが、実施を具体的に検討している

D 実施したことも具体的な実施の予定もない

（注）専ら詐欺的投資勧誘に係る被害防止のみを目的とした取組に限定して回答頂く必要はなく、詐欺的投資勧誘に係る被害防止についても目的とする取組であれば、「実施している」としてご回答ください。

4-2. 貴自治体の実施した高齢者の被害防止の取組による具体的な成果があればご記入ください。

(その他)

5. 投資詐欺行為の事前抑止、迅速な被害拡散防止、実効性のある被害回復及び効果的な住民への啓発教育等を推進するために国が行うべき施策、法整備等について、具体的な提案がありましたら自由にご記入ください。

以 上

商業・法人登記制度及びレンタル携帯電話等の悪
用に関するアンケート報告書

- 1 実施期間 2013年3月8日～4月15日
- 2 対象者 会員（当連合会消費者問題対策委員会委員への配付及び弁護士会に対しアンケート回答の協力依頼を行った。）
- 3 回答件数 31件

4 回答結果と分析

(1) 商業・法人登記制度の悪用事例ないし不備のために被害救済に支障を来した事例

ア 本アンケートに対する回答件数は31件と少なく、商業・法人登記制度の問題点を把握するには必ずしも十分な回答件数とは言えない。回答件数が少ないのは、詐欺的投資勧誘被害については、示談交渉や法的手続きをとっても回収困難な例が多く、弁護士が正式に受任するケースが少ないことが原因と推測される。

ただ、それと並んで、平取締役、監査役については、住所等の連絡先を探知する手がかりがないため交渉、訴訟を断念したとの回答があり（問3）、住所を探知する手がかりがないことが、詐欺的投資勧誘被害の被害救済に支障を来していることがうかがわれる。

イ また、取締役、監査役の虚偽登記との関係では、問6に対する回答2番に注目すべきである。

回答は、「登記簿上、それらしい外国人の名前が平取締役として多数並んでいたが、登記申請書類を確認すると、就任承諾書にそれぞれの住所の記載はなく、ワープロでの記名の後ろに同じハンコ屋で作ったと思われる三文判が次々と押されていた。中には、押し間違いをしているハンコもあった」というものである。

当該法人の登記簿を見ると、当該法人には、12名の取締役が登記されており、その半数（6名）がカタカナ表記の外国人風の氏名である。当該法人は、「海外における鉱山開発・発掘作業、海外における資源調査、開発事業」等を目的に掲げており、近時見られる採掘権といった架空の権利を用いた詐欺事案と推測されるところ、こうした海外事業を実際に行っているかのごとく装うた

め、外国人が取締役に就任しているかのような虚偽の外観を作出したものと疑われる。

法人登記制度に対する信頼確保のためには、少数であっても、こういった事案を許すことはできないというべきである。

ウ なお、代表取締役については、住所氏名が登記事項になっているところ、問12の回答のとおり、代表取締役の登記簿上の住所に郵便を発送しても届かない例が多数回答されている。本来あってはならないものであり、何らかの対処が必要である。

(2) レンタル携帯電話等について

レンタル携帯電話の悪用については、本アンケートの回答では十分な有効回答件数が得られなかったため、本報告書での言及は差し控える。

商業・法人登記制度の悪用に関するアンケート
分析基礎資料

有効回答件数 31

第1 商業・法人登記制度の悪用事例ないし不備のために被害救済に支障を来した事例

《責任追及をした平取締役・監査役から、就任した事実がないなどと争われた事例について》

【問1】 詐欺的金融商品被害その他悪質商法被害事案などにおいて、取締役、監査役等と示談交渉ないし訴訟提起をしたが、登記上の取締役、監査役等から、役員に就任したことはないなどと争われた事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 31件》 |
|--|-----|-------|--|
| 1ある | 9 | 29.0% | ※一部重複回答あり ※「比率」は、全回答者数に占める当該項目の割合（重複回答があるため、合計は100%にならない） |
| 2役員に責任追及に関する事案を担当したことがない。 | 11 | 35.5% | |
| 3役員に責任追及に関する事案を担当したことはあるが、交渉や訴訟提起を断念した。 | 5 | 16.1% | |
| 4役員に就任したことはないという争われ方をしないまま、交渉や訴訟提起により解決した。 | 6 | 19.4% | |
| 5その他 | 2 | 6.5% | |
| (無回答) | 1 | | →公示通達1件、 「会社の存否を争われた(訴訟外で)」1件 |

| | |
|---------------------------|--------|
| 「1ある」の場合、 争った経験のある事例件数 | 1件…4人 |
| | 2件…1人 |
| | 4件…1人 |
| | 10件…1人 |

【問2】 問1で「1 ある」と答えた場合は、①事案の発生時期、②事案の概略、③相手方の反論内容、④顛末等

《有効回答数 13件(9人)》

| | ①事案の発生時期 | ②事案の概略 | ③相手方の反論内容 | ④顛末等 |
|----|-----------------|--|--------------------------------|--|
| 1 | 平成22年3～4月頃 | 架空の株式への投資を勧誘した詐欺。元代表者の責任追及 | 就任していない。 | 訴え取下げ |
| 2 | 平成22年3～4月頃 | 同上 (別の元代表者) | 名前を勝手に使われた。 | 和解 |
| 3 | 平成22年5～10月頃 | アフガニスタンの通貨に投資すればもうかるなどとした詐欺 | 強迫により代表者にさせられた。 | 判決で請求認容(強迫されたことの証拠なし) |
| 4 | 平成23年3月～平成24年2月 | 未公開株式詐欺 | 知人に依頼されて名前を貸した。 | 第一回期日で弁論終結認容判決。相手方の主張は根拠がない等として排斥 |
| 5 | 平成22年7月頃 | 上場確実、値上がり確実と述べて500万円を詐取 | 監査後、名前を勝手に使われただけ。 | 訴訟係属中 |
| 6 | 平成17年12月頃 | 未公開株詐欺 | 代表取締役(相手方の父)が勝手に登記した。 | 就任を承諾したと認定されたが、損害の因果関係なしとして敗訴 |
| 7 | 平成24年8月頃 | 温泉施設が消費賃借名●、一般多数人から出資金を集めていた事案。その後、●社が破産した | 役員の責任追及訴訟を予定しているが平取締役の住所不明。 | 住所不詳で提訴し、会社の管財人に調査囑託を申し立てる予定 (※相手方の会社名記載あり) |
| 8 | 平成23年2月頃 | 水源地の権利に関する投資詐欺 | 代理人弁護士から名義貸しという連絡があった | 不出頭のまま、勝訴判決 |
| 9 | 平成22年 | 未公開株の投資勧誘詐欺 | | 取締役などの個人に尋ね宛てることができず断念 |
| 10 | 平成22年8月頃 | 未公開株 | 名前を貸しただけ。 | 一部和解 |
| 11 | 平成22年6月頃 | 社債詐欺 | 名前を貸しただけ。 | 一部和解 |
| 12 | 平成23年11月頃 | 社債詐欺 「〇〇の社債を2.5倍で買い取る」 | 自分は何も知らない | 裁判所から取下げを強く勧められ、会社財産があったため、やむなく取り下げた |
| 13 | 平成23年8月頃 | 架空の投資について、匿名組合の出資の外形を装った詐欺 | 全く事業内容を知らず頼まれて名義を貸し、通帳を開設しただけ。 | 訴訟中 |

※「●」は判読不可

※問1で、5
その他「会社の存否を争われた(訴訟外)」と回答した事例

| | | | |
|---------|-----------|----------|-------------|
| 平成24年6月 | 新株発行会社の存否 | 会社の存在を主張 | 実体のない会社であった |
|---------|-----------|----------|-------------|

【問3】 問1で「3役員の責任追及に関する事案を担当したことはあるが、交渉や訴訟提起を断念した。」を選択した場合、平取締役、監査役等との交渉、訴訟を断念した理由

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 5件》 |
|---------------------------------|-----|--------|---|
| 1取締役、監査役等の住所等の連絡先を探知する手がかりがないため | 4 | 80.0% | ※一部重複回答あり ※「比率」は、全回答者数に占める当該項目の割合(重複回答があるため、合計は100%にならない) →詳細記載なし |
| 2被害回復を得られる可能性が高くないため | 5 | 100.0% | |
| 3その他 | 1 | 20.0% | |

《平取締役、監査役の氏名が虚偽であった例について》

【問4】 詐欺的金融商品被害その他悪質商法被害事案などにおいて、登記簿上の取締役、監査役について調査したところ、実在しない者であった事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 29件》 |
|--------------------|-----|-------|--|
| 1ある | 1 | 3.4% | ※一部重複回答あり ※「比率」は、全回答者数に占める当該項目の割合(重複回答があるため、合計は100%にならない) |
| 2実在性が疑わしい事例がある | 4 | 13.8% | |
| 3そのような事案を担当したことがない | 25 | 86.2% | |
| (無回答) | 2 | | |

【問5】 問4で「1 ある」と答えた場合、①事案の発生時期と②実在しないと判明した理由

《有効回答数 1件》

| | ①事案の発生時期 | ②実在しないと判明した理由 |
|---|----------|---------------|
| 1 | 平成22年8月頃 | 住民票が取れない |

【問6】 問4で「2実在性が疑わしい事例がある」と答えた場合、①事案の発生時期と②実在性が疑わしいと考えた理由

《有効回答数 1件》

| | ①事案の発生時期 | ②実在しないと判明した理由 |
|---|----------|---|
| 1 | 平成24年6月 | 実体のない会社であった |
| 2 | 平成21年9月頃 | 登記簿上、それらしい外国人の名前が平取締役として多数並んでいたが、登記申請書類を確認すると、就任承諾書にそれぞれの住所の記載はなく、ワープロでの記名の後ろに同じハンコ屋で作ったと思われる三文判が次々と押されていた。中には、押し間違いをしているハンコもあった。 |
| 3 | 平成22年 | 登記簿上の本店所在地に実態がなく、代取も住居所不明(登記簿上の住所に郵便が届かない) |

【問7】 株式会社について、法人登記の本店所在地宛てに内容証明郵便を発送したが、配達できなかった事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 30件》 |
|-------|-----|-------|-------------|
| 1ある | 9 | 30.0% | |
| 2ない | 21 | 70.0% | |
| (無回答) | 1 | | |

【問8】 問7で「1 ある」と答えた場合、①事案の発生時期、②事案の概略、③配達ができなかった理由

《有効回答数 11件(9人)》

| | ①事案の発生時期 | ②事案の概略 | ③配達出来なかった理由 |
|----|--------------|-------------------------------|--|
| 1 | 平成21年頃 | 売掛●金請求 | 不在 |
| 2 | 平成22年5月 | 支払督促が債務者である有限会社に送達されなかった。 | 代表取締役個人の自宅に転送手続きを取っていたが、不在票が届くも、代取が受取をせず保管期限を徒過したため。 |
| 3 | 平成24年5月頃 | 社員権を購入させようとする詐欺 | 宛先不存在 |
| 4 | 平成24年8月頃 | サクラサイトの被害回復(詐欺被害)のため、受任通知を送った | 宛所なし |
| 5 | 平成22年12月 | 社債の投資被害 | 宛所に尋ね当たらず |
| 6 | 平成22年 | 未公開株の投資勧誘詐欺 | 取締役などの個人に尋ね宛てることができず断念 |
| 7 | (無回答) | (無回答) | ヴァーチャルオフィスが受取拒否した |
| 8 | (無回答) | (無回答) | 架空の住所地であった |
| 9 | 平成23年11月頃 | 社債詐欺 | 宛所に尋ね当たらず(パンフレットの住所は本店所在地ではなかった) |
| 10 | 平成21年7~9月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | 他所へ移転していたが、どこへ移転したか不明 |
| 11 | 平成23年10~12月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | バーチャルオフィスを本店所在地にしていたが、内容証明送達直前に、オフィス契約を解約していた |

【問9】 代表取締役について、法人の登記簿に記載の代表取締役の住所宛てに内容証明郵便を送付したが、配達できなかった事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 30件》 |
|-------|-----|-------|-------------|
| 1ある | 10 | 33.3% | |
| 2ない | 20 | 66.7% | |
| (無回答) | 1 | | |

【問10】 問9で「1ある」と答えた場合、①事案の発生時期、②事案の概略、③配達ができなかった理由

《有効回答数 11件(8人)》

| | ①事案の発生時期 | ②事案の概略 | ③配達出来なかった理由 |
|----|-----------------|--------------------|--|
| 1 | 平成23年3月～平成24年2月 | 未公開株式詐欺 | |
| 2 | 平成22年5～6月 | 支払督促 | 代取個人がさらに転送手続きをし、保管期限徒過。 |
| 3 | 平成22年12月 | 社債の投資被害 | 受領期間徒過 |
| 4 | 平成22年 | | 登記簿上の本店所在地に実態がなく、代取も住居所不明(登記簿上の住所に郵便が届かない) |
| 5 | 平成22年11月頃 | 海外先物オプション被害事案 | 事務所撤退済み |
| 6 | 平成24年5月頃 | 怪しい社債被害事案 | 事務所自体が不存在(現地は貸し会議) |
| 7 | 平成22年6月頃 | 社債詐欺 | 住所生活の実体があった |
| 8 | 平成23年11月頃 | 社債詐欺(※相手方の会社名記載あり) | 宛所に尋ね当たらず(パンフレットの住所は本店所在地ではなかった) |
| 9 | 平成23年4月 | 水資源詐欺 | 住んでいなかった |
| 10 | 平成21年7～9月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | 登記簿上の住所には、別人が居住していた。 |
| 11 | 平成23年10～12月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | 登記簿上の住所には、別人が居住していた。 |

【問11】 株式会社について、法人の登記簿に記載の本店所在地宛てに訴状を送達したが、送達できなかった事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 30件》 |
|-------|-----|-------|-------------|
| 1ある | 13 | 43.3% | |
| 2ない | 17 | 56.7% | |
| (無回答) | 1 | | |

→「ないが、本店所在地がレンタルオフィスで既に契約解除済みと言われたケースはある」1件

【問12】 問11で「1 ある」と答えた場合、①事案の発生時期、②事案の概略、③送達ができなかった理由

《有効回答数 21件(11人)》

| | ①事案の発生時期 | ②事案の概略 | ③送達出来なかった理由 |
|----|-----------------------|--------------------------|---|
| 1 | 平成22年2～9月 | 株式投資詐欺 | あて所なし |
| 2 | 平成22年6～9月 | 株式投資詐欺 | あて所なし |
| 3 | 平成22年3～6月 | 株式投資詐欺 | あて所なし |
| 4 | 平成23年3～6月 | 社債投資詐欺 | あて所なし (バーチャルオフィス) |
| 5 | 平成22年10月～平成23年10月 | 匿名組合投資詐欺 | あて所なし |
| 6 | 平成23年5～10月 | アフガニスタン通貨投資詐欺 | あて所なし3件, 不在4件 |
| 7 | 平成21年9月頃 | 未公開株投資詐欺事案 | 本店所在地にあるのはバーチャルオフィスであり, そのオフィス業者が受取を拒否したため。 |
| 8 | 平成23年2月頃 | 未公開株投資詐欺事案 | 本店所在地にあるのはバーチャルオフィスであり, そのオフィス業者が受取を拒否したため。 |
| 9 | 平成24年4月頃 | 未公開株投資詐欺事案 | 登記簿上の住所地に全く本店機能がなかったため(架空の登記) |
| 10 | 平成23年3月～平成24年2月 | 未公開株式詐欺 | |
| 11 | 平成22年7月頃 | 上場確実, 値上がり確実と述べて500万円を詐取 | 宛所たずね当たらず |
| 12 | 平成23年2月頃 | 水源地の権利に関する投資詐欺 | もともと知人の自動車修理場を間借りしており, 本店としての実体がなかった |
| 13 | ※中小企業を相手とする民事訴訟ではよくある | | 本店登記を変更していなかったため |
| 14 | 平成22年11月頃 | 海外先物オプション被害事案 | 事務所撤退済み |
| 15 | 平成24年5月頃 | 怪しい社債被害事案 | 事務所自体が不存在(現地は貸し会議室) |
| 16 | 平成22年6月頃 | 社債詐欺 | 住所生活の実体がなかった |
| 17 | 平成23年11月頃 | 社債詐欺 | 宛所に尋ね当たらず (パンフレットの住所は本店所在地ではなかった) |
| 18 | 平成23年4月 | 水資源詐欺 | レンタルオフィスを解約 |
| 19 | 平成22年 | パチンコ必勝法詐欺 | レンタルオフィスを解約 |
| 20 | 平成21年7～9月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | 他所へ移転していたが, どこへ移転したか不明 |
| 21 | 平成23年10～12月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | バーチャルオフィスを本店所在地にしていたが, 内容証明送達直前に, オフィス契約を解約していた |

【問13】 代表取締役について、法人の登記簿に記載の代表取締役の住所宛てに訴状を送達したが、送達できなかった事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 30件》 |
|-------|-----|-------|--|
| 1ある | 11 | 36.7% | →「ないが、訴状を出す前に現地調査をしたところ、居住の事実が確認できず諦めたというケースはある」1件 |
| 2ない | 19 | 63.3% | |
| (無回答) | 1 | | |

【問14】 問13で「1 あり」と答えた場合、①事案の発生時期、②事案の概略、③送達できなかった理由

《有効回答数 12件(10人)》

| | ①事案の発生時期 | ②事案の概略 | ③送達出来なかった理由 |
|----|--------------|-----------------------------|---|
| 1 | 平成23年5～10月 | アフガニスタン通貨投資詐欺 | あて所なし6人、不在1人 |
| 2 | 平成23年2月頃 | 未公開株投資詐欺事案 | 登記上の住所に代表者が居住している事実がなかった(第三者が居住する住所でなかつ |
| 3 | 平成24年4月頃 | 未公開株投資詐欺事案 | 登記上の住所に代表者が居住している事実がなかった(代表者の親族が居住しており、照会したが、代表者の住所を明らかにしなかった)。 |
| 4 | 平成22年5月頃 | 後に8倍で買い取るなどと述べて未公開株を売りつけられた | 宛所たずね当たらず |
| 5 | 平成23年2月頃 | 水源地の権利に関する投資詐欺 | 転借 |
| 6 | 平成22年 | | 登記簿上の本店所在地に実態がなく、代取も住居所不明(登記簿上の住所に郵便が届かない) |
| 7 | 平成24年5月頃 | 怪しい社債被害事案 | 事務所自体が不存在(現地は貸し会議室) |
| 8 | 平成22年6月頃 | 社債詐欺 | 住所生活の実体がなかった |
| 9 | 平成23年11月頃 | 社債詐欺(※相手方の会社名記載あり) | 宛所に尋ね当たらず(パンフレットの住所は本店所在地ではなかった) |
| 10 | 平成23年4月 | 水資源詐欺 | 住んでいなかった |
| 11 | 平成21年7～9月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | 登記簿上の住所には、別人が居住していた。 |
| 12 | 平成23年10～12月頃 | 返済する意思のない社債を販売 | 登記簿上の住所には、別人が居住していた。 |

第2 レンタル携帯電話等について

【問15】本人確認が杜撰であると思われるケース

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 27件》 |
|-------|-----|-------|--|
| 1ある | 4 | 14.8% | →「ない」のうち、「わからない。なお、番号が事業者から事業者へ譲渡ないし又貸しされており、追跡調査が大変という実感がある」との回答が1件 |
| 2ない | 23 | 85.2% | |
| (無回答) | 4 | | |

【問16】問15で「1 あり」と答えた場合、①事案の発生時期、②事案の概略

《有効回答数 6件(4人)》

| ①事案の発生時期 | ②事案の概略 |
|--------------|---|
| 1 平成23年5～10月 | アフガニスタン通貨投資詐欺。共犯と思って提訴した相手がレンタル事業者だった。保険証の確認のみで法定の手続を実践していない。 |
| 2 平成21年9月頃 | 未公開株等投資詐欺事案、レンタル業者に本人確認書類の写しを徴求して免許証のコピーを受け取ったが、その免許証記載の住所地には公園があり、人の住む住居はなかった。 |
| 3 平成22年11月頃 | 明らかな偽造免許のコピーだけで本人確認をしている |
| 4 平成24年3月頃 | 免許のコピーだけで本人確認をして本人と面会していない |
| 5 平成23年11月頃 | 免許のコピーだけで本人確認をして本人と面会していない |
| 6 平成23年秋 | パチンコのバイト募集広告→登録料詐欺。本人確認の免許の写しが偽造免許 |

【問17】実際に訴訟提起された事例

| | 回答数 | 比率 | 《有効回答数 24件》 |
|-------|-----|-------|-------------|
| 1ある | 1 | 4.2% | |
| 2ない | 23 | 95.8% | |
| (無回答) | 7 | | |

【問18】問17で「1 あり」と答えた場合、①訴訟の提起時期、②訴訟の状況

《有効回答数 1件(1人)》

| ①訴訟の提起時期 | ②訴訟の状況 |
|-----------|-----------------------------|
| 1 平成24年3月 | レンタル事業者の本人確認不十分として係争し、和解した。 |